

2011年4月13日

地震保険ご加入のお客さまへ

日立キャピタル損害保険株式会社

## 地震保険料の割引制度についてのお知らせ

### 【地震保険料の割引制度について】

所定の確認資料のご提出により、以下の割引が適用される場合があります。

お客さまのご契約内容にご不明点等ございましたら、下記【お問い合わせ先】までご連絡ください。

#### <1> 建築年割引（10%）

1981年（昭和56年）6月1日以降新築された建物およびその建物内に收容される家財に対する割引です。

#### <2> 耐震等級割引（10～30%）

耐震等級を有することが確認できる建物およびその建物内に收容される家財に対する割引です。

#### <3> 免震建築物割引（30%）

免震建築物であると確認できる建物およびその建物内に收容される家財に対する割引です。

#### <4> 耐震診断割引（10%）

耐震基準を満たしていることが確認できる建物およびその建物内に收容される家財に対する割引です。

＜＜ご注意＞＞ 建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引、耐震診断割引のうち複数の割引の適用条件に該当する場合でも、いずれか一つの割引のみの適用となります。

また、2011年（平成23年）7月1日以降、保険期間が開始するご契約について、長期優良住宅に関する確認資料（「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく確認書類ほか）をご提出いただくと、耐震等級割引または免震建築物割引が適用される場合があります。

### 【お問い合わせ先】

契約管理グループ

フリーダイヤル 0120-112-109

受付時間：午前9:00～午後5:00（土・日・祝日を除く）